

●香川県告示101号

平成14年香川県告示第24号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、平成22年3月19日から施行する。

平成22年3月19日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）の行うことのできる収益事業（ <u>当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。</u> 以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 (1) 略 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条各項（第2項及び第3項を除く。）</u> に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの (3) 略 <u>(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの</u> (5)・(6) 略 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 (1) 農業、 <u>林業</u> <u>(2)</u> 略 (3) 鉱業、 <u>採石業、砂利採取業</u> (4) 略 (5) 製造業（「武器製造業」 <u>に関するものを除く。</u> ） (6) 略 (7) 情報通信業 (8) <u>運輸業、郵便業</u> (9) 卸売業、小売業	1 私立学校法第26条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。以下同じ。）の行うことのできる収益事業（以下「収益事業」という。）は、2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 (1) 略 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの (3) 略 <u>(4) 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの</u> (5)・(6) 略 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 (1) 農業 (2) <u>林業</u> (3) 略 (4) 鉱業 (5) 略 (6) 製造業（「武器製造業」を除く。） (7) 略 (8) <u>運輸・通信業</u> (9) <u>卸売・小売業、飲食店（「その他の飲食店」を除く。）</u>

- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、
物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

3 略

- (10) 金融・保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）

(12) サービス業（「遊戯場」を除く。）

3 2に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。

4 略